

事業主 総務ご担当者 各位

ジェイティービー健康保険組合

「温泉療養」による健康増進への取り組みのご案内と補助金精算のお願い

平素より当健康保険業務につきまして、格別なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、被保険者および被扶養者の皆様の健康づくりのご支援を目的に、2023年度の保健事業の新たな取り組みとして「温泉利用による健康増進」を以下のとおり実施します。
また、今回の温泉療養施設利用の補助金精算につきましては、事業主経由にて精算とさせていただきますので、ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 目的

「温泉利用型健康増進施設（全国17箇所、以下「17」）」にて生活習慣病ならびにメンタルヘルス等疾病の症状改善が図られる「温泉療養」、加えて「温泉利用プログラム型健康増進施設（全国25箇所、以下「25」）」による「温泉療養」の情報提供ならびに補助金を設定し、利用促進による加入者の皆様の生活習慣病、その他疾病の症状改善、健康増進を図る。

2. 実施期間

2023年5月23日～2024年2月29日

※なお、年度内精算とするため当年度利用の申請期限を2月末とします。

3. 「温泉療養」実施概要と健保補助金設定

（詳細は健康保険組合ホームページ「保健事業を活用する」へ掲載します）

(1) **疾病改善を目的**とした「温泉利用型健康増進施設（17）」の利用について

(ア) 施設利用対象の疾病

生活習慣病、アトピー性皮膚炎、慢性関節リウマチ、ストレス疾患 等

※各施設により温泉療養の特徴が異なりますので健康保険組合ホームページで
ご確認下さい。

(イ) 補助金対象者

被保険者・被扶養者（被扶養者単独利用も可能）

(ウ) 認定施設利用による補助金適用方法

- ① かかりつけの医師等に相談し、医師による「温泉療養指示書」の発行を受ける
- ② 温泉利用型健康増進施設の認定施設にて「温泉療養指示書」に従い指導を受ける
（1か月以内に7日以上の利用が「温泉療養証明書」の発行条件）
- ③ 認定施設より温泉療養利用の「領収書」と「温泉療養証明書」の発行を受ける
- ④ ①の医師により「温泉療養証明書」に「修了証明書」を受ける

⑤ 申請書と共に必要書類を総務経由で健康保険組合へ提出して申請する

⑥ レポートを健康保険組合へ提出する

(エ) 補助金適用条件 (対象者 1 人当たり)

「(ウ) ①」のみの場合：

申請年 1 回迄/上限 5,000 円迄の実費 (②～④が履行されない場合)

※「領収書 (コピー可)」の添付必須

または、

「(ウ) ①～④」を完了：

申請年 1 回迄/上限 10,000 円迄の実費

※「領収書 (コピー可)」「修了証明がある温泉療養証明書 (コピー可)」の添付必須
のどちらか年 1 回。

(オ) 補助金精算

申請書と共に各種必要書類 (領収書・証明書) 等を各事業主経由で健保組合へ提出し、
審査後に健保組合より一括精算もしくは振込にて補助金を事業主へ支給しますので、該当
社員に支給して下さい。

(2) **施設利用体験を目的**とした「温泉利用プログラム型健康増進施設 (25)」・「温泉利用型
健康増進施設 (17)」の利用について

(ア) 補助金対象者

被保険者・被扶養者 (被扶養者単独利用も可能)

(イ) 認定施設利用による補助金適用方法

①温泉利用プログラム型健康増進施設 (25)・温泉利用型健康増進施設 (17) の施設を
体験利用する。

②申請書と共に必要書類 (領収書) を総務経由で健康保険組合へ提出して申請する

③レポートを健康保険組合へ提出する

(エ) 補助金適用条件 (対象者 1 人当たり)

申請年 1 回迄/上限 2,000 円迄の実費

(オ) 補助金精算

申請書、各種領収書を各事業主経由で健保組合へ提出、審査後に健保から一括精算もし
くは振込にて補助金を事業主へ支給しますので、該当社員にお渡してください。

なお、(1) (2) は別々の申請を可としますが、補助金申請上限額は対象者 1 人あたり
年間 10,000 円とします。

※温泉利用型健康増進施設

温泉利用型健康増進施設とは、厚生労働省の定めた一定の基準を満たし、温泉と運動の
組み合わせで健康づくりを行うことの出来る施設のことです。

<https://www.jph-ri.or.jp/onsen-nintei/list/index.html>

※温泉利用プログラム型健康増進施設

温泉利用型健康増進施設の普及型の施設で、病気を治す「温泉療養」ではなく、一般の

健康増進のための利用に対応することができる施設です。

<https://www.onsen-msrc.com/knowledge/program/index.html>

4. モニタリングツアーの実施について

「温泉利用型健康増進施設」を利用して、医師による温泉療養指示書の発行、温泉療養プログラムの策定ならびに入浴等を認定施設にて体験いただくためのモニタリングツアーを9月（平日日帰り設定）にて計画します。詳細は後日、健康保険組合ホームページにてご案内いたします。

5. その他

「温泉療養証明書（修了証明書付）」の発行がある場合は、確定申告にて領収書と温泉療養証明書を用いた医療費控除の対象とすることが可能です。

【問い合わせ先】

ジェイティービー健康保険組合

TEL：03-5796-5902（内線 300-4029） E-mail：jtb_kenpo@jtb.com

※事業の詳細は2023年3月よりジェイティービー健康保険組合ホームページに掲載しております。<https://jtbkenpo.or.jp/katuyou/hoka/?con=02>

【添付資料】

別紙1：「温泉療養補助金申請書 温泉利用型健康増進施設用（利用者用）」

別紙2：「温泉療養補助金申請書 温泉利用プログラム型健康増進施設（利用者用）」

別紙3：「補助金請求書（事業主用）」